

## 【特別定額給付金について】

### (一問目)

早期に補正予算を成立させ、いち早く給付を始めている自治体もあります。本市では、5月1日に専決で予算成立、5月8日から電子申請の受付開始、5月25日から郵便申請での申請用紙の送付開始、給付は5月29日以降と聞いています。給付自体は、400億円の立て替えなど到底不可能であることは理解できますが、封入封緘などは外部民間業者へ委託するわけで、予め見積もりをもらっておく、仮契約まですませるなどにより、事務経費部分だけでもまず予算計上して4月28日に議会上程し、成立させ、給付の前段階の準備を進めておけば、実際の給付も早く出来たし、巨額の補正予算を専決するという歪な形を避けることもできたのではないかと思います。市の対応は最善最速の方法だったと考えているのでしょうか。

### <答弁>

今回の給付事業については、国費により事業費及び事務費が全額補助されるものであり、国における補正予算の成立が4月30日、国からの正式な実施要領が届いたのが5月1日という日程のもと、市ではそれまで可能な限りの事務に関する調整や情報収集などの事前準備を行っておりましたが、予算につきましては5月1日に専決を行ったところです。

### (二問目)

電子申請により、「市民にとっても手続きが簡単で、役所にとっても事務負担が軽減され、結果として速やかに給付できる」と勘違いしている人も多いかと思えます。庁内作業についても、マイナンバー（個人番号）を使ってコンピュータシステム上で名寄せ・紐づけして、瞬時に必要な手続きを完了できるように勘違いしている人もいます。電子申請を受け付けた後の庁内での作業について、また、国のシステムを利用するに際して苦勞している点などを詳しく教えてください。

### <答弁>

オンライン申請されたものについては、国のシステムから市のシステムへデータのダウンロードを行った後、重複データや、申請されたデータ内容のチェック作業を経て、不備のないものについては、入金処理を行うものです。国のオンラインシステムが、当初、市民からの申請段階では、同一人物の複数回申請や、申請資格のない世帯主による入力、現存しない金融機関名の入力等についてのシステム上のチェックがなされていないような仕様となっていたため、国から提供されたデータについては、市が不備かどうかを整理していく作業が必要となっているもので、不備のあったものについては、別途文書等による確認作業を行う必要がございます。

### (三問目)

マイナンバーカード取得率が4月下旬時点で約17.1%と聞くと、電子申請可能な市民はごく一部で、市民にとっても手続きは簡単とは言えず、マイナンバーカードの

他に電子証明書の設定やパスワードの入力が求められます。マイナンバーカードの申請・取得、電子証明書の設定、パスワードの再設定等で来庁する方が増加し、三密の恐れもあります。市役所にとっても、煩雑な作業となり、「電子申請」で一般的に抱かれるイメージとは反して、むしろ事務負担は増えるものと考えられる。もっとはっきりと、「電子申請は避けて、郵便申請で」と呼びかけるべきではないでしょうか。

<答弁>

今回の給付事業については、国の示す「特別定額給付事業実施要領」に基づき、郵送申請方式とオンライン申請方式との二つの申請方式を基本として実施しております。5月の前半は、マイナンバーカードについての手続きに市民課、庄内・新千里両出張所の窓口によくの方が来られたため、HP などを通じて、状況によっては数時間お待ちいただくことがあること、これから新規でマイナンバーの発行をお考えの方には、5月25日以降に発送予定の郵便での申請書でお手続きいただくほうが、早く申請できることなどを広報しているところです。

## 【小学校管理費、中学校管理費について】

(質問)

小学校管理費と中学校管理費として合計3345万5千円についてお尋ねします。これは児童生徒と学校との間で学習教材等を郵送するための往復郵送費として計上されています。

政府が4月7日に緊急事態宣言を出しました。5月6日までの休業が決定され、そのため始業式を行えなくなり、教科書の配布ができなくなりました。そして4月15日に手渡しや配送による教科書の配布方法を公表され、学校ごとの方法や日程で後日実施されています。そして、4月28日の段階では5月10日までの休業延長が公表され、5月5日には5月31日までの延長が決定されました。しかし、この5月5日には11日以降に週1日ないし2日の登校日を設けることもあわせて決定されています。このように時系列で考えてみると、教科書配布や登校日に持参してもらうなど、児童・生徒との家庭学習の教材を郵送でやり取りする必然性がある、相当程度の期間は存在していません。強いて言うなら、総理が突然学校の休校要請を出した2月末～3月下旬の登校日までの間、あるいは4月7日の緊急事態宣言後～教科書配布までの期間が、学校の先生と児童生徒間で家庭学習の成果をやり取りするのに必要だったのではないかと推察されます。予算を計上する判断があまりにも遅いと云わざるを得ません。判断が遅くなった理由があればお聞かせください。これは市独自の判断でされる事業ですが、4月28日の臨時議会に予算提案が間に合わなかった理由もお聞かせください。

<答弁>

4月6日時点では学校の休業中においても登校日を設け、課題等の配布や回収を実施する予定としておりました。その後、4月7日に緊急事態宣言が発令され、府の要請を踏まえ感染拡大防止の観点から登校日は当面実施せず、家庭訪問やポスティングも控えることと致しました。一方、国は自宅周辺の適度な散歩は可能との認識を示していたことから、保護者が学校へ教科書を取りに来ることはできないか、その際に課題も配布できるのではないかなど、様々な検討を進めておりましたが、4月16日に大阪府が特定地域に指定されたことを受け保護者への手渡しも断念し、全て郵送に切り替えることとしました。

このような流れの中で、課題等の配布に要する経費は既存の予算流用にて対応を考えましたが、思いのほか多額の経費を要することから補正予算対応に切り替えました。4月28日の臨時議会に補正予算を提案するためには、告示日の前日の4月20日までに内容を確定する必要があり、金額など内容の精査に時間を要し、4月28日の臨時会には間に合わなかったものです。

(質問)

専決した学校配当は郵送費ということですが、週二日程度の登校がはじまり、今となっては現場でのニーズは低下しています。現在は学校単位で動画授業も作成していると聞き及んでいます。先生方が動画授業を作成し、配信するにあたって

著作権の壁に悩んでいるそうです。また、児童生徒と双方向でのやりとりがしたいので、ズームやスカイプなどの有料アカウントをとりたいとの声も上がっています。学校配当の用途制限をなくし、学校の裁量に任せてはどうかと考えますが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現時点では、登校日も設定されており、そこで課題等の配布と回収は可能となりましたが、今後、緊急事態宣言解除後の再流行や冬季の感染拡大に伴う学校休業も想定されます。各学校でも工夫を重ねながら対応していることから、学校現場の意見を尊重し、有効に活用できるよう、また、今後想定される様々な事態に学校が迅速に対応できるように柔軟に取り扱ってまいりたいと考えております。